

資 料

I 川崎市の公共用水域

本市は、市域面積約 144 km² で、東は東京湾に面し、南北を多摩川と鶴見川に挟まれ、南東から北西へ延長約 33 km にわたる細長い地形となっている。

市内の水域は、多摩川水系、鶴見川水系及び海域（東京湾）の 3 つからなり、市内を流れる中小河川は、多摩川水系と鶴見川水系に分けられ、その総延長は 76.2 km に及んでいる。

1 多摩川水系

(1) 多摩川

多摩川は、流路延長 138 km、流域面積 1,240 km² で、山梨県北東部の秩父山塊にその源を発し、途中、小菅川、秋川、浅川などが合流し、東京湾に注いでいる。多摩川の河口部から 29.8 km の間は、本市と東京都の境を流れている。市内の河川としては、三沢川、平瀬川が合流している。

(2) 三沢川

三沢川は、流路延長 1.84 km、流域面積 3.43 km² で、麻生区黒川にその源を発し、途中、東京都稲城市内を流れ、再び本市に入り、多摩区布田（上河原堰下）において多摩川に合流している。上流域は比較的自然の状態が残されている。

(3) 旧三沢川

旧三沢川は、流路延長 1.995 km、流域面積 1.25 km² で、多摩区菅仙谷地先に源を発し、多摩丘陵の北縁に沿って東流し、途中子ノ神地先で北東に流下し、再び東に流路をとって菅馬場地先で準用河川ニヶ領本川に合流している。

(4) 平瀬川

平瀬川は、流路延長 7.56 km、流域面積 27.05 km² で、宮前区水沢の丘陵にその源を発し、途中、支川と合流し、宮前区及び高津区の西部地域を中心に流れ、津田山台地を 2 本のトンネルで抜け、高津区久地において多摩川に合流している。

(5) 平瀬川支川

平瀬川支川は、流路延長 3.79 km、流域面積 4.85 km² で、麻生区東百合ヶ丘地先に源を発し、丘陵地の谷合を北東に流下し、東長沢地先で流路を南にとり、横浜生田線を横断し、宮前区初山 1 丁目地先で一級河川平瀬川へ流入している。

(6) ニヶ領用水

ニヶ領用水は、農業用水として約 400 年前につくられ、多摩川の上河原及び宿河原の両堰堤から取水している。古くから市民に親しまれ、護岸の整備に合わせて親水化が図られてきた。山下川、五反田川等が合流し、多摩区及び高津区内を流れ、途中、高津区久地の円筒分水手前で平瀬川に合流し、再び多摩川に注いでいる。一部の水は円筒分水から下流の高津区、中原区、幸区を流れるが、中原区今井仲橋の下流でその一部が渋川を経て矢上川に合流している。山下川、五反田川等を含めた流路延長は 26.7 km である。

(7) 五反田川

五反田川は、流路延長 4.8 km、流域面積 2.09 km² で、麻生区細山に源を発し、細山調整池を経て多摩区東生田で二ヶ領本川に合流している。

(8) 山下川

山下川は、流路延長 1.59 km、流域面積 8.0 km² で、多摩区菅馬場地先(菅北浦調整池:88,400 m³)に源を発し、多摩丘陵の北縁にあたる丘陵地に沿って東に向かって流下し、途中で北東に流路を変え、生田地先で一級河川二ヶ領本川に流入している。

(9) 雨水幹線

多摩川に合流する雨水幹線として、登戸、六ヶ村堀、宮内等の雨水幹線がある。これらの流路延長は短く、生活排水がほとんどを占めているが、最近では流域の下水道の整備が進み、水質の良化が見られる。

2 鶴見川水系

(1) 鶴見川

鶴見川は、流路延長 42.5 km、流域面積 235 km² で東京都町田市 of 丘陵地にその源を発し、途中、恩田川、矢上川などが合流している。幸区南加瀬で横浜市との境を流下し、横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる。上流部(谷本川)では麻生川、真福寺川、早野川、下流部では矢上川が合流している。

(2) 麻生川

麻生川は、流路延長 2.9 km、流域面積 9.72 km² で、麻生区金程及び東京都稲城市平尾地先に源を発し、稲城市との境を流下し、主要地方道世田谷町田線と小田急線との間を流れ、さらに世田谷町田線を横断して上麻生地先で片平川と合流している。合流後、南東に向きを変え、大谷戸橋で県管理の区間を経て鶴見川に流入している。流域は、一部市街化調整区域があるものの、土地区画整理事業が進行し、流域全体としては、市街化率が高くなりつつある。

(3) 真福寺川

真福寺川は、流路延長 2.5 km、流域面積 2.7 km² で、麻生区王禅寺地先に源を発し、麻生区上麻生を南流し、下麻生地先で鶴見川に合流している。流域は、全体的に宅地化が進み、特に上流部は、土地区画整理事業等によって宅地化され、市街化率は高くなりつつある。

(4) 片平川

片平川は、流路延長 2.78 km、流域面積 3.41 km² で、麻生区栗木地先に源を発し、北東に流下し、常念寺から大きく屈曲して上麻生蓮光寺線に沿って流下し、上麻生地先で準用河川麻生川に流入している。流域は、右岸のほぼ全域が市街化調整区域であり、左岸流域は、土地区画整理事業等による宅地化により、市街化率が高くなりつつある。

(5) 早野川

早野川は、流路延長 1.90 km、流域面積 1.82 km² で、麻生区王禅寺地先に源を発し、真福寺川の東を平行して流れ、早野地先で鶴見川に合流している。流域内の左岸側は、市街化調整区域、上流部は百合ヶ丘団地、三井団地等がある。

(6) 矢上川

矢上川は、宮前区土橋にその源を発し、途中、有馬川、江川、渋川等が合流している。宮前区、高津区、中原区を東に流れ、幸区南加瀬（鷹野大橋上）で鶴見川に合流している。有馬川等を合わせた流路延長は 21.7 km であり、鶴見川水系の市内河川では最も長く、流域面積、流域人口も最大である。流域は、田園都市線を中心とする大規模な土地区画整理事業によって宅地化が急激に進み、市街化率は著しく高くなっている。

(7) 有馬川

有馬川は、流路延長 5.33 km、流域面積 7.49 km² で、宮前区鷺沼地先に源を発し、有馬地内を流れ、市営有馬第一団地付近で南東に向きを変え、主要地方道丸子中山茅ヶ崎線に沿って北東に向きを変え、野川地先で一級河川矢上川に流入している。

(8) 江川

江川は、流路延長 2.7 km、流域面積 5.30 km² で、中原区新城 3 丁目に源を発し、中原区井田地先で矢上川に流入している。

(9) 渋川

渋川は、流路延長 2.4 km、流域面積 2.25 km² で、中原区今井南町 401 番地先に源を発し、幸区矢上 957 番地先で矢上川に流入している。

3 海域（東京湾）

多摩川及び鶴見川が注ぐ東京湾は、奥行き約 80 km、平均幅約 30 km、面積約 1,400 km² であるが、浦賀と富津を結ぶ湾口の幅はわずか 6 km で、閉鎖性の水域である。本市の臨海地域は京浜工業地帯の中核を成しており、北側で東京都、西側で横浜市に接し、幅は約 8 km である。浮島町、千鳥町、東扇島等の埋立地が造成されており、京浜運河、大師運河等大小 16 の運河がある。

Ⅱ 環境基準・排水基準等一覧表

1 環境基準等（R6.3.31 現在）

(1) 公共用水域に関する環境基準等

ア 水質汚濁に係る環境基準（抜粋）

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		p H	B O D	S S	D O	大腸菌数
A A	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100 mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100 mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100 mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						

- (注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
 水産生物用
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	COD	DO	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100 mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

- (注) 1. 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用並びに水産2級の水産生物用
 水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
備 考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- (注) 1. 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水生生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 2. 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以下
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以下
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以下
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる		

別表 3 水生生物保全環境基準

(平成 15.11.5 環告、平成 24.8.22 環告、平成 25.3.27 環告)

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
河川及び湖沼	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

イ 環境基準水域類型指定一覧表
生活環境の保全に関する類型指定

水域名	範囲	当該 類型	達成 期間	告示番号 告示年月日	暫定目標
多摩川上流 (1)	和田橋より上流(小河内 ダム貯水池に係る部分 を除く)	A A	イ	告示第 27 号 H10. 6. 1	
多摩川上流 (2)	和田橋から拝島橋まで	A	ハ	閣議決定 S45. 9. 1	
多摩川中・下流	拝島橋より下流	B	イ	告示第 17 号 H13. 3. 30	
ニヶ領本川	全域	B	ハ	県告示第 760 号 H15. 10. 7	
平瀬川	〃	B	ハ	〃	
三沢川	〃	C	イ	〃	
鶴見川 (1)	鳥山川合流点より 上流の区域	D	イ	県告示第 605 号 H28. 12. 2	
鶴見川 (2)	鳥山川合流点より 下流の区域	C	イ	〃	
東京湾 (1)	図 1 参照	海域 C	イ	告示第 33 号 H14. 3. 29	
東京湾 (2)	〃	海域 C	イ	〃	
東京湾 (3)	〃	海域 C	ロ	〃	
東京湾 (4)	〃	海域 C	イ	〃	
東京湾 (5)	〃	海域 C	イ	閣議決定 S46. 5. 25	
東京湾 (6)	〃	海域 C	イ	告示第 33 号 H14. 3. 29	
東京湾 (7)	〃	海域 C	イ	〃	
東京湾 (8)	〃	海域 C	イ	閣議決定 S46. 5. 25	
千葉港 (甲)	〃	海域 C	イ	告示第 33 号 H14. 3. 29	
東京湾 (9)	〃	海域 B	ハ	〃	
東京湾 (10)	〃	海域 B	ロ	〃	
東京湾 (11)	〃	海域 B	ロ	閣議決定 S46. 5. 25	
東京湾 (12)	〃	海域 B	イ	告示第 33 号 H14. 3. 29	
東京湾 (13)	〃	海域 B	ロ	閣議決定 S46. 5. 25	
東京湾 (14)	〃	海域 B	ロ	〃	
東京湾 (15)	〃	海域 B	イ	告示第 33 号 H14. 3. 29	
千葉港 (乙)	〃	海域 B	イ	閣議決定 S45. 9. 1	
東京湾 (16)	〃	海域 A	ロ	閣議決定 S46. 5. 25	
東京湾 (17)	〃	海域 A	イ	〃	

水域名	範囲	当該 類型	達成 期間	告示番号 告示年月日	暫定目標
千葉港	図 2 参照	海域Ⅳ	イ	告示第 47 号 H17. 6. 3	
東京湾 (イ)	〃	海域Ⅳ	イ	〃	
東京湾 (ロ)	〃	海域Ⅳ	イ	〃	
東京湾 (ハ)	〃	海域Ⅳ	イ	〃	
東京湾 (二)	〃	海域Ⅲ	イ	〃	
東京湾 (ホ)	〃	海域Ⅱ	イ	〃	

(注) 1 達成期間は、次のとおりである。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成
- (3) 「ハ」は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成
- (4) 「二」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

2 告示は環境省告示、県告示は神奈川県告示のことである。

水生生物保全に関する類型指定

水域	該当類型	達成期間	告示番号 告示年月日
多摩川上流（拝島橋より上流。ただし、 小河内ダム貯水池（奥多摩湖）（全域） に係る部分を除く）	河川生物 A	イ	告示第 93 号 H18. 6. 30
多摩川中・下流（拝島橋より下流）	河川生物 B	イ	告示第 93 号 H18. 6. 30
二ヶ領本川	河川生物 B	イ	県告示第 329 号 H30. 6. 29
平瀬川	河川生物 B	イ	県告示第 329 号 H30. 6. 29
三沢川	河川生物 B	イ	県告示第 329 号 H30. 6. 29
鶴見川	河川生物 B	ロ	県告示第 329 号 H30. 6. 29

(注) 1 該当類型の欄中の「河川生物 A」及び「河川生物 B」とは、告示別表 2 の 1(1)のイの類
型の欄に掲げる「生物 A」及び「生物 B」である。

2 達成期間は、次のとおりである。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成

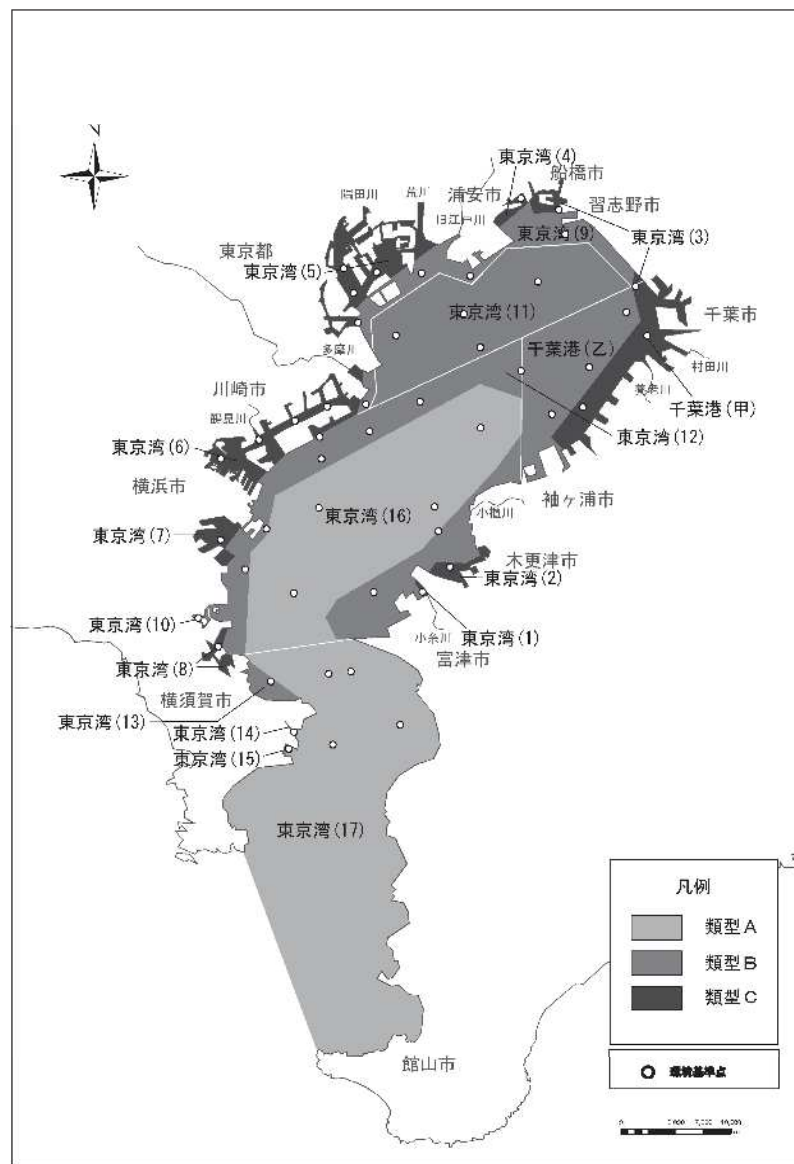


図1 東京湾環境基準類型指定概況図（COD）

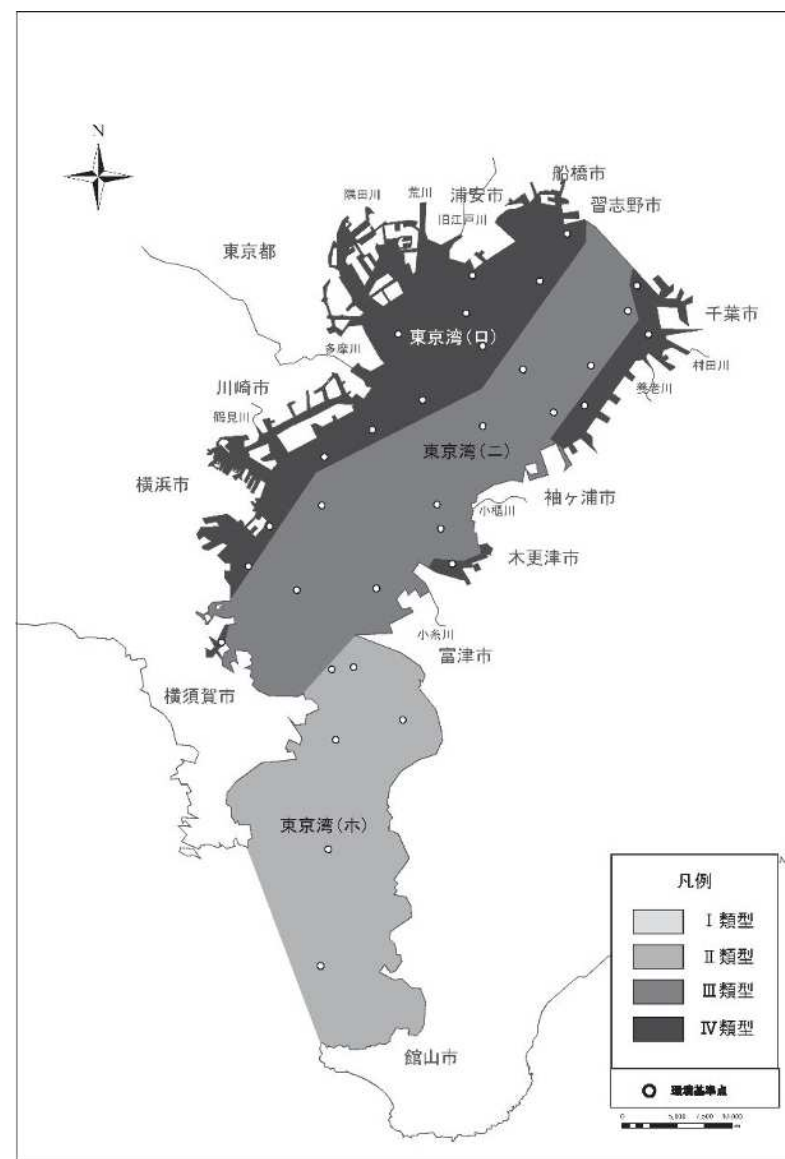


図2 東京湾環境基準類型指定概況図（全窒素及び全燐）

出典：環境省資料

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準（抜粋）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度の和は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

(3) 公共用水域及び地下水に係る要監視項目の指針値（抜粋）

ア 公共用水域に係る要監視項目の指針値（抜粋）

(ア) 人の健康の保護に係る項目

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅	0.04 mg/L 以下	クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス	0.008 mg/L 以下	フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下	クロルニトロフェン	—
トルエン	0.6 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
PFOS 及び PFOA	0.00005 mg/L 以下※		

※ 指針値は暫定値

(イ) 水生生物の保全に係る項目

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	淡水域	生物 A	0.7 mg/L 以下
		生物特 A	0.006 mg/L 以下
		生物 B	3 mg/L 以下
		生物特 B	3 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.8 mg/L 以下
		生物特 A	0.8 mg/L 以下
フェノール	淡水域	生物 A	0.05 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下
		生物 B	0.08 mg/L 以下
		生物特 B	0.01 mg/L 以下
	海水域	生物 A	2 mg/L 以下
		生物特 A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	淡水域	生物 A	1 mg/L 以下
		生物特 A	1 mg/L 以下
		生物 B	1 mg/L 以下
		生物特 B	1 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.3 mg/L 以下
		生物特 A	0.03 mg/L 以下
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	淡水域	生物 A	0.001 mg/L 以下
		生物特 A	0.0007 mg/L 以下
		生物 B	0.004 mg/L 以下
		生物特 B	0.003 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.0009 mg/L 以下
		生物特 A	0.0004 mg/L 以下
アニリン	淡水域	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.02 mg/L 以下
		生物 B	0.02 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.1 mg/L 以下
		生物特 A	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域	生物 A	0.03 mg/L 以下
		生物特 A	0.003 mg/L 以下
		生物 B	0.03 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下

イ 地下水に係る要監視項目の指針値（抜粋）

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下	クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
オキシ銅	0.04 mg/L 以下	E P N	0.006 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
ジクロルボス	0.008 mg/L 以下	クロルニトロフェン	—
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
トルエン	0.6 mg/L 以下	ニッケル	—
フタル酸ジエチルキシル	0.06 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
モリブデン	0.07 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
PFOS 及び PFOA	0.00005 mg/L 以下※		

※ 指針値は暫定値

(4) ダイオキシン類に係る環境基準（抜粋）

第1 環境基準

- 4 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

別表

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	
3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

Ⅲ 年表

- 1 水質汚濁、土壤汚染関係年表…………… 1 8 1
(昭和 45 年 10 月～令和 6 年 3 月)
- 2 地盤沈下関係年表…………… 2 0 0
(明治 24 年～令和 6 年 3 月)

1 水質汚濁、土壌汚染関係年表

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
S45.10. 1 (1970)	・衛生局公害部指導課水質保全係を新設する。	12.25 ・「水質汚濁防止法」が公布される。(施行S46. 6.24)
S46. 4. 1 (1971)	・市独自の水質監視計画に基づき、河川 12 地点、海域 12 地点の定期水質調査を開始する。	3.12 ・「神奈川県公害防止条例」(旧条例)が公布される。(施行S46. 9.11)
10.15	・公害局を新設する。 規制第 2 課(水質係、地盤沈下係)を設置 公害研究所、水質課を設置 監視センター(大気部門)を設置	7. 1 ・「環境庁」が発足する。 12.28 ・「水質汚濁に係る環境基準」が告示される。
S47. 3.28 (1972)	・「川崎市公害防止条例」を公布する。 (施行S.47. 9.27)	6. 5 ・スウェーデンのストックホルムで「国連人間環境会議」が開催される。 第 27 回国連総会で 6 月 5 日を「世界環境デー」とする。
4. 1	・川崎市が政令指定都市となる。	
10. 2	・PCB使用工場、下水処理、日用品類、公共用水域の水質・底質・魚類、地下水、水田土壌及び大気等についてPCB汚染の実態調査を行う。 ・市長、東京湾を囲む 1 都 2 県 11 市に対して、広域公害対策の推進について協力を要請する。	9.28 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(畜産関係施設を特定施設に追加) (施行S47.10. 1) 12.19 ・公害対策基本法に基づく「神奈川県公害防止計画」が策定される。
S48. 5. 2 (1973)	・東京湾を囲む関係市の公害担当局部長会議を川崎市で開催する。	6.5 ・日本「環境週間」がスタートする。(6 月 5 日を初日とする 1 週間)
5.21	・川崎市長、横浜市長が共同で東京湾岸都市の広域公害対策に係る首長会議の開催を提唱する。	

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
S48. 6.26 (1973)	・東京湾を囲む都市の公害対策会議を川崎市で開催する。	5.30 ・底質の処理・処分等に関する暫定指導指針が制定される。 9.30 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示される。 (水銀の基準強化) 11.12 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(旅館業、研究機関に関する施設を特定施設に追加) (施行S49.12. 1) 2. 3 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示される。 (PCBの設定)
10. 4	・市域の東京湾岸の底質から総水銀が検出され、水銀使用 3 工場と、「公共用水域における底質の浚渫に関する協定」を締結する。	
12.15	・川崎市公害研究所が完成する。	
S49. 5. (1974)	・公害研究所に水質検査車を導入する。	
12. 6	・多摩区王禅寺黒須田川流域のカドミウム汚染緊急対策として、対策会議を設置し産米の一時使用停止や環境調査等実施する。	
S50. 6.12 (1975)	・川崎港の京浜運河で多量の魚が浮上、海水から高濃度のシアンが検出される。原因はS工場の排水であると判明する。	
6.22	・川崎市長、神奈川県知事、東京都知事及び環境庁長官が多摩川及び流域を視察する。	
8.18	・六価クロム使用工場等の緊急実態調査を開始する。	

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
S50. 8.22 (1975)	・東京湾を囲む 27 自治体の参加による「東京湾岸自治体公害対策会議」の発会式を川崎市で開催する。	
9.28	・多摩川流域の環境浄化のため、流域自治体と国の関係機関により「多摩川流域環境保全対策連絡会議」を開催し、対策要綱を定める。	10.28 ・底質除去基準が設定される。 (水銀、PCB)
S51. 6. 8 (1976)	・東京湾岸自治体公害対策会議の事業として、東京湾汚濁実態調査及び海上パレードを実施する。(以後、毎年実施)	5.25 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(水道施設、中央卸売市場を特定施設に追加) (S51. 6. 1)
10. 1	・東京湾岸自治体公害対策会議事業の一環として湾岸の大手工場等を対象に排水の一斉立入調査を実施する。(以後、毎年実施)	
10. 4	・「川崎市環境影響評価に関する条例」を公布する。(施行S.52. 7. 1)	
S52. 2. 8 (1977)	・皇太子殿下(現:今上天皇)が公害研究所を視察する。	
4. 1	・機構改革を実施する。 規制第 2 課を水質課に改める。 公害研究所水質課を研究第 2 課に改める。	3.31 ・神奈川県公害防止条例が公布される。(施行S53. 9.30)
S53. (1978)		6.13 ・水質汚濁防止法の一部を改正する法律が公布される。 (水質総量規制制度を制定) (施行S54. 6.12)

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
S54. 6.30 (1979)	・工場廃液を流出させたK工場を水質汚濁防止法違反で告発する。	5. 8 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(病院、一般廃棄物処理施設を特定施設に追加) (施行S54. 5.10)
12. 7	・廃液処理中に有害ガス(硫化水素)漏出事故を起こしたM工場に対し、操業停止を命ずる。	
12.21	・大量の廃油流出事故を起こしたU工場に対し、操業の一部停止を命ずる。	12. 1 ・「六都県市東京湾二次汚濁問題広域連絡会」が発足する。
S55. 6. 2 (1980)	・生活クラブ生活協同組合が母体となり、合成洗剤追放の条例制定直接請求を行う。	6.13 ・東京湾水質総量規制に係る「神奈川県総量規制基準」(第1次)が告示される。
7. 1	・市議会、直接請求による合成洗剤追放条例案を否決するも、議員提案による「川崎市合成洗剤審議会条例」を可決、公布する。 (施行S55. 7.16、 廃止S58.10. 4)	
7. 3	・環境庁長官、多摩川流域環境保全対策連絡協議会の要望により多摩川流域を視察する。	
S56. 3.31 (1981)	・環境水質測定所を高津区の平瀬川に設置する。	11.30 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(たばこ製造業、印刷業、自動車分解整備業、産業廃棄物処理業を特定施設に追加)(施行S57. 1. 1)
S57. 3.18 (1982)	・環境水質測定所を多摩区の登戸排水路、二ヶ領用水の上河原取水、幸区の矢上川にそれぞれ設置する。	6. 1 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(地方卸売市場を特定施設に追加) (施行S57. 1. 1)

年 月 日	川 崎 市 に 関 する 事 項	参 考 事 項
S58. 3.31 (1983)	・環境水質測定所及び工場・事業所と公害監視センターをテレメータで結ぶ「水質自動監視システム」が完成する。	8.22 ・トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針が策定される。
3.31	・環境水質測定所を麻生区の麻生川、真福寺川にそれぞれ設置する。	
4. 1	・公害監視センターに水質測定係を設置する。	
4. 3	・川崎市合成洗剤審議会から「合成洗剤問題への川崎市の対応指針について」答申が出される。 (諮問S55.12.16)	
7. 2	・市における洗剤に係る具体的対策を策定し、その総合的かつ円滑な推進を図るため「川崎市洗剤対策推進委員会」を設置する。	
7.22	・市内の公共用水域における生活排水による水質汚濁の防止を図るため、「川崎市生活排水対策委員会」を設置する。	
8. 1	・「川崎市洗剤対策推進方針」を策定する。	
S59. 3.31 (1984)	・環境水質測定所を高津区の有馬川、多摩区の三沢川にそれぞれ設置する。	
4. 1	・「川崎市生活排水対策推進要綱」を施行する。	
5.17	・「川崎市二ヶ領用水水質浄化対策委員会」を設置する。(廃止H4. 7.21)	
6.22	・シアン流出事故を起こしたP工場に対し、水質汚濁防止法に基づき特定施設の使用一部停止及び汚水等の処理方法の改善を命ずる。	

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
S59. 9.26 (1984)	・アルカリ性・酸性廃液流出事故を起こしたS工場 に対し、水質汚濁防止法に基づき汚水等の処理 方法の改善を命ずる。	
S60. 3.31 (1985) 12	・環境水質測定所を京浜運河に設置する。 ・生物調査結果(S55～59 年)をまとめ「生物マッ プ」を作成する。(昭和 60 年度県市町村行政デ ザイン展のリーフレット部門で「企画賞」を受賞)	
S61. 4. 1 (1986)	・公害局、環境保全局、企画調整局環境管理部の 2局1部が合併して新たに環境保全局として発足 する。	
10. 1	・公害研究所研究第 2 課を水質研究担当に改め る。	
S62. 6.21 (1987)	・「水辺に親しむ親子教室」を開設する。 下布田小学校 (以後、場所、学校を変更して、毎年実施)	5.15 ・東京湾水質総量規制に係る 「神奈川県総量規制基準」(第 2 次)が告示される。
S63. 4.19 (1988)	・川崎市環境問題研究委員会より、「川崎市にお ける豊かな都市環境の創造に向けて」(—21 世紀 をめざす新たな環境政策の確立—)が提言され る。	8.26 ・水質汚濁防止法施行令の一部 を改正する政令が公布される。 (ちゅう房施設を特定施設に追 加)(施行S63.10. 1)
H 1. 2.13 (1989) 3.23	・ゴルフ場農薬問題に関する水質調査を実施す る。 ・大気・水質測定車を導入する。	3.29 ・水質汚濁防止法施行令の一部 を改正する政令が公布され る。(有害物質にトリクロエチレン 及びテトラクロエチレンを追加) (施行 H 1.10. 1)
10	・水質汚濁防止法に基づく地下水質の定期調査 を開始する。	4.20 ・四塩化炭素の排出に係る暫定 指導指針が制定される。

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H 1.10.18 (1989)	・関東地方水質汚濁対策連絡協議会で、連合水質事故対策訓練を実施する。 (高津区二子地先の多摩川河川敷)	4.26 ・「神奈川県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」が策定される。 6.28 ・水質汚濁防止法の一部を改正する法律が公布される。 (地下浸透水の浸透の制限、地下水の監視、事故時の処置等に関する規程を整備) (施行 H 1.10. 1) 11.30 ・六都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会発足(六都県市東京湾二次汚濁問題広域連絡会は廃止)
H 2. 4. 1 (1990)	・「川崎市有機塩素系化学物質対策に関する庁内連絡会議」を設置する。	5.24 ・「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」が制定される。
9	・市内全域を対象とした「地下水質概況調査」(3 カ年計画)を開始する。	8. 1 ・水質汚濁防止法等の一部を改正する法律が公布される。(生活排水対策を推進するための制度的枠組みを整備) (施行 H 2. 9. 22) 9.14 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。 (指定地域特定施設の規程) (施行 H 3. 4. 1)

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H 3. 8. 6 (1991)	・「夏休み多摩川教室」を開催する。 高津区二子玉川河川敷(以後、国土交通省、多摩川流域協議会等と共同で毎年実施)	4.16 ・「神奈川県・市町村生活排水対策推進協議会」が発足する。
9. 4	・「川崎市ゴルフ場農薬環境問題連絡会」を設置する。	5.31 ・東京湾水質総量規制に係る「神奈川県総量規制基準」(第3次)が告示される。
12.25	・「川崎市環境基本条例」を公布する。	7. 1 ・七都県市首脳会議に基づく「東京湾富栄養化対策指導指針」が施行される。
		7.26 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。 (トリクロロエチレン等による洗浄施設、蒸留施設を特定施設に追加)(施行 H 3.10. 1)
		8.23 ・公害対策基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」が告示される。
H 4. 3. 2 (1992)	・川崎市公害対策審議会から「川崎市における河川の水質管理計画について」答申が出される。 ＜環境目標、浄化の方策等＞ (諮問 H 2. 2.15)	
4. 1	・「川崎市先端産業環境対策指針」を制定する。	6. 3 ・ブラジルのリオデジャネイロで「地球サミット(環境と開発に関する国連会議)」が開催される。
7. 1	・七都県市首脳会議に基づき、「東京湾に係るりん・窒素削減指導要領」を制定する。	12.21 ・水道水の水質基準が改正される。(適用 H 5.12.21)

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H 4. 7.21 (1992)	・「川崎市河川水質管理計画推進委員会」を設置する。（「川崎市二ヶ領用水水質浄化対策委員会」を廃止）	
9. 1	・「大都市水質主管担当者会議」を開催する。 中原区小杉(ユニオンビル)	
H 5. 3.31 (1993)	・登戸環境水質測定所を廃止とし測定終了する。	3. 8 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示される。（健康項目 15 項目の追加、鉛、ヒ素の基準の見直し、要監視項目及び指針値の設定等）
4. 1	・「川崎市河川水質管理計画」を策定する。	
4.21	・川崎市公害対策審議会から「川崎市における土壤汚染対策について」答申が出される。 （諮問 H 5. 2. 2）	8.27 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示される。（窒素・磷の海域の環境基準を設定）
5	・多摩川、登戸排水路付近で多量の魚が浮く。 コイ、フナ等約 1000 匹、pH 10.4、原因不明	8.27. ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。（海域に窒素・磷の排水基準を設定）
7. 1	・プールにおけるトンボ幼虫（ヤゴ）の分布を調査する。（市内小学校 19 校で実施）	11.19 ・環境基本法が公布される。 （公害対策基本法が廃止）
7. 1	・「川崎市土壤汚染対策指導要綱」を制定する。	12.27 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。 （有害物質に 13 項目を追加） （施行 H 6. 2. 1）
10. 1	・「川崎市異常水質事故対策要領」を制定する。	
H 6. 2 (1994)	・川崎市環境基本計画を策定する。	2.21 ・土壤の汚染に係る環境基準の一部改正が告示される。（有害物質に 15 項目を追加）
3	・公害監視センターの水質自動監視システムを更新する。	

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H 6. 5 (1994)	・プールにおけるトンボ幼虫(ヤゴ)の分布を調査する。(市内小学校 20 校で実施)	3. 4 ・特定水道利水障害の防止のための水質保全に関する特別措置法が公布される。(施行 H 6. 5.10)
H 7. 4 (1995)	・東京湾岸自治体公害対策会議の輪番代表幹事となる。(H 7. 4～H 8. 3)	2.28 ・公共用水域(東京湾・大阪湾)が該当する全窒素及び全磷に係る環境基準の水域類型の指定が告示される。
5. 1	・「川崎市土壌汚染対策指導要綱」を一部改正する。 ・プールにおけるトンボ幼虫(ヤゴ)の分布を調査する。(市内小学校 20 校で実施)	9. 1 ・東京湾水質総量規制に係る「神奈川県総量規制基準」(第 4 次)が告示される。 10. 1 ・水質汚濁防止法の一部を改正する法律が施行される。(地下水の水質の浄化に係る措置命令、油に係る事故時の措置)
H 8. 1 (1996)	・七都県市首脳会議環境問題対策委員会・水質改善専門部会の輪番幹事となる。 (H 8. 1～H 8.12)	
H 9. 4. 1 (1997)	・環境保全局と生活環境局が合併して、新たに環境局として発足する。	3.13 ・地下水の水質汚濁に係る環境基準が告示される。
7. 2	・東京湾において、原油タンカーからの油流出事故が起こる。	
H10. 6 (1998)	・名古屋市のT社に端を発した、電気機械器具製造業の地下水汚染問題が、市議会等で取り上げられる。	4. 1 ・水質汚濁防止法の一部を改正する法律が施行される。(地下水の水質の浄化に係る措置命令、油に係る事故時の措置)

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H10 (1998)		12.22 ・水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく窒素・リンの上乗せ排水基準が告示される。
H11. 10. 1 (1999)	・「川崎市土壌汚染対策指導要綱」を一部改正する。	2.22 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示される。 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素を有害物質に追加)
12.24	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」を公布する。(施行 H12.12.20)	7.16 ・ダイオキシン類対策特別措置法が公布される。 (施行 H12. 1.15)
H12.12. 1 (2000)	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」を公布する。(施行 H12.12.20)	12.27 ・ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌汚染に係る環境基準が告示される。(環境庁告示第 68 号) (基準適用 H12. 1.15)
12. 1	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」の規程に基づき、「開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針」、「環境への負荷の低減に関する指針」、「環境負荷低減行動計画に関する指針」、「川崎市生活排水対策に関する指針」等を定める。(適用 H12.12.20)	3.24 ・藤沢市内のE社の廃棄物焼却施設から排出された排水が原因で、地引川水系で高濃度ダイオキシン類が検出されたことに伴い、環境省が対応を発表する。
H13 (2001)		1. 6 ・中央省庁の再編成に伴い、環境省が発足する。

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H13.4 (2001)	・東京湾岸自治体環境保全会議の輪番代表幹事となる。(H13.4～H14.3)	3.28 ・「土壌の汚染に係る環境基準について」の一部改正が告示される。(ふっ素、ほう素の環境基準を追加)
9.21	・川崎市環境保全審議会から「川崎市における地下水保全対策のあり方について」答申が出される。 (諮問 H 12. 11. 24)	3.30 ・水質汚濁に係る環境基準が告示される。(水域類型の指定の見直しにより、多摩川中・下流(拝島橋より下流)をB類型に指定) 6.13 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(有害物質及び特定施設の追加) (施行 H 13. 7. 1) 6.29 ・水質汚濁防止法による化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部改正が告示される。(施行 H 13. 7. 1)
H14.3.29 (2002)	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正を公布する。(ふっ素及びほう素を排水の規制基準、土壌汚染に関する基準及び地下水の浄化基準に追加)(施行H14.7.1)	5.29 ・土壌汚染対策法が公布される。(施行H15.2.15)
6.11	・ダイオキシン類の水質排出基準に違反したD社に対して、ダイオキシン類対策特別措置法により特定施設の改善及び使用の一時停止を命じる。	7.16 ・東京湾水質総量規制に係る「神奈川県総量規制基準」(第5次)が告示される。 (窒素含有量・りん含有量が規制項目に追加)

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H14.7 (2002)	・「川崎市地下水保全計画」を作成する。	
H15.1 (2003)	・八都県市首脳会議環境問題対策委員会水質専門部会の輪番幹事となる (H15.1～15.12)	10.7 ・水質汚濁に係る環境基準が告示される。(ニヶ領本川、平瀬川をB類型、三沢川をC類型に指定)
12.10	・黒須田川流入水路等ダイオキシン類対策本部を解散する。	11.5 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示される。(水生生物の保全に係る水質環境基準として全亜鉛、要監視項目としてクロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒドを設定)
H16.3.12 (2004)	・川崎市河川水質管理計画環境目標値の一部見直しを行った。(五反田川、ニヶ領用水、平瀬川をAA目標、達成期間を平成 21 年度とした。)	3.31 ・水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行通知が出された。(要監視項目に塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン等 5 項目の追加、アンチモン等 2 項目の指針値の改正)
3	・八都県市首脳会議に基づく「東京湾に係るりん・窒素削減指導要領」(制定H4.7.1)を廃止する。	
6.24	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」を一部改正する。	
6.30	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」を一部改正する。	
H17.3 (2005)	・市民向けパンフレット「多摩川河口干潟の生きもの」を発行。 ・雨水浸透ますによる浸透能調査を行う。	

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H17.4.1 (2005)	・「川崎市汚染土壌浄化施設認定等に関する要綱」の施行	
H18.3 (2006)	・平成 12 年度から 6 年間実施した干潟の調査結果をまとめた冊子「多摩川河口干潟の生物と底質」を発行。 ・湧水地周辺整備 2 ヶ所整備完了。	
H18.9 (2006)	・前川堀水質浄化実験を開始する。	
H19.4 (2007)	・東京湾岸自治体環境保全会議の輪番代表幹事となる。(H19.4～H20.3)	6.22 ・水質汚濁防止法による化学的酸素要求量等に係る総量規制基準の一部改正が告示される。(施行 H19. 9. 1)
9.30	・環境水質測定局での測定を終了。	6.22 ・東京湾水質総量規制に係る「神奈川県総量規制基準」(第 6 次)が告示される。
H21.4 (2009)		4.24 ・「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が公布される。(施行 H22.4.1)
H21.11 (2009)		11.30 ・「水質汚濁に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の一部改正が告示される。(水質汚濁に係る環境基準において、1,4-ジオキサンを有害物質に追加、1,1-ジクロロエチレンの基準値を改正。地下水の水質汚濁に係る環境基準において、塩化ビニルモノマー等 2 項目の追加、1,1-ジクロロエチレン等 2 項目の基準値等を改正)

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H22.1.12 (2010)	・「川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務 手続要綱」の施行	5.10 ・大気汚染防止法及び水質汚 濁防止法の一部改正 公布 (排出水等の測定結果の改ざ ん等に対する罰則の創設・事 故時の措置の拡大)
11.1	・川崎市環境審議会から「今後の土壌汚染対策の あり方について」答申が出される。 (諮問 H22.6.28)	
H23.1	・九都県市首脳会議環境問題対策委員会・水質改 善専門部会の輪番幹事となる。 (H23.1～H23.12)	
H23.3.24 (2011)	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条 例」の一部改正を公布する。(法の適用の場合、条 例の適用除外(H23.3.24 施行))(形質変更時要出 区域の管理義務(H23.10.1 施行))	3.16 ・水質汚濁防止法の一部改正 公布(事故時の措置の範囲の 拡大:指定物質等)
	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条 例施行規則」の一部改正を公布する(処理対策 実施に伴う周知規定の追加(H23.10.1 施行))	6.22 ・水質汚濁防止法の一部改正 公布(地下水汚染の未然防止 のための実効ある取組制度の 創設:構造基準等)
3.31	・平成 18 年度から 5 年間実施した川崎港生物相調 査結果をまとめた「川崎港の生きもの」を市 HP に 掲載	10.27・水質汚濁に係る人の健康の保 護に関する環境基準の一部改 正が告示(カドミウムの基準値 を改正)
		11.28 ・水質汚濁防止法の一部改正 公布(有害物質貯蔵指定施 設)
H24.2.27 (2012)	・川崎市環境審議会から「今後の水環境保全のあり 方について」答申が出される。 (諮問 H23.7.19)	2.28 ・水質汚濁防止法による化学的 酸素要求量等に係る総量規制 基準の一部改正が告示され る。(施行 H24. 5. 1)

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H24.10.1 (2012)	・「川崎市水環境保全計画」を策定する。	2.28 ・神奈川県「東京湾における化学的酸素要求量に係る第7次総量削減計画」策定(H24.5.1 施行) 3.27 ・「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令」の公布(構造基準等の規定 H24.6.1 施行) 5.23 ・「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令」、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布(有害物質追加・排水基準追加・特定施設追加 H24.5.25 施行) 8.22 ・水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準の項目の追加について告示(項目追加:ノニルフェノール H24.8.22 施行) 9.26 ・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」の公布(指定物質追加:ヘキサメチレンテトラミン H24.10.1 施行)

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H25.2.1 (2013)	・公害研究所を閉鎖し、環境総合研究所を開設。	3.27 ・水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準の項目の追加について告示 (項目追加:直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 H25.3.27 施行) (要監視項目に 4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールの追加)
4	・東京湾岸自治体環境保全会議の輪番代表幹事となる(H25.4～H26.3)	
H26 (2014)		11.17 ・「水質汚濁に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の一部改正が告示(トリクロロエチレンの基準値を改正)
H27 (2015)		
H28.4.1 (2016)	・組織改正に伴い、環境対策課と交通環境対策課が大気環境課と水質環境課となる。	3.29 ・地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示(塩化ビニルモノマーの項目名変更) 3.29 ・土壌の汚染に係る環境基準の一部改正が告示(クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)及び 1,4-ジオキサンを追加 H29.4.1 施行) 3.30 ・「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」が告示 (項目追加:底層溶存酸素量)

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H29.3.20 (2017)	・「川崎市水環境保全計画」に定める環境目標値の一部見直しを行う。(C目標のBODの値を 10mg/L以下から 5mg/L以下に変更。)	12.2 ・水質汚濁に係る環境基準が告示される。(支川を含め鶴見川上流をD類型、下流をC類型に指定) 5.19 ・「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が公布される。 (一時的免除中や施設操業中の事業場における土地の形質の変更や搬出の規制等) (第1段階施行 H30.4.1) (第2段階施行 H31.4.1) 6.27 ・神奈川県「東京湾における化学的酸素要求量に係る第8次総量削減計画」策定(施行 H29. 9. 1) 6.27 ・水質汚濁防止法による化学的酸素要求量等に係る総量規制基準の一部改正が告示される。(施行 H30. 9. 1)
H30.4.1 (2018)	・「川崎市水質事故対応要領」を制定する。	6.29 ・水質汚濁に係る環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準の水域類型が公示される。(三沢川、二ヶ領本川、平瀬川、鶴見川を生物Bに指定)

R2.1 (2020)	・九都県市首脳会議環境問題対策委員会・水質改善専門部会の輪番幹事となる。 (R2.1～R2.12)	9.18 ・土壌の汚染に係る環境基準の一部改正が告示 (シス-1,2-ジクロロエチレンを1,2-ジクロロエチレンに改める H31.4.1 施行) 4.2 ・土壌の汚染に係る環境基準の一部改正が告示 (カドミウム、トリクロロエチレンに係る基準値を改正 R3.4.1 施行) 5.28 ・水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等に係る通知が出された。 (要監視項目に PFOS 及び PFOA の追加)
R3.3.31 (2021)	・「川崎市水環境保全計画」の期間が終了する。	
R3.4.1	・「川崎市生活排水対策推進委員会設置要綱」を制定する。	10.7 ・水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示(六価クロムの基準値を改正。大腸菌群数を削除し、大腸菌数を追加) 12.28・東京湾について底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型が指定された。
R4.3 (2022)	・「川崎市大気・水環境計画」を策定する。	

2 地盤沈下関係年表

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
M24 (1891)		5 ・地理調査所(国土地理院)で、 水準原点(東京都千代田区永 田町)の標高を、24.500mと決 定する。
T13. 7. 1 (1924)	・川崎市制を施行する。 (人口 50188 人、工場数 100 余)	
S3 (1928)		3.31 ・関東大震後の復旧測量によ り、水準原点の標高 24.4140m に改正される。
S6 (1931)	・川崎市で独自の測量を実施する。 (S 6～S25 の間に9回測量を実施)	
S24 (1949)		6. 3 ・測量法が制定される。
S28 (1953)	・地盤沈下調査として、水準測量を開始する。	
S31 (1956)		6.11 ・工業用水法が公布され、施行 される。
S32. 6 (1957)	・工業用水法に基づき、地下水の規制を行う。 (東海道線以东を地域指定)	
S34. 4 (1959)	・京浜地帯地盤沈下調査として、神奈川県、横浜市、 川崎市で本格的な調査が始まる。 ・観音川観測井を設置する。	

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
S35. 5 (1960)	・六郷観測井を設置する。	5. 1 ・建築用地下水の規制に関する法律(ビル用水法)が制定される。
S36. 3 (1961)	・渡田観測井を設置する。	
6.	・田島観測井を設置する。	
S37. 5 (1962)	・千鳥町観測井を設置する。 ・川崎市水準基点を設置する。 (高津区緑ヶ丘霊園内)	
10. 2	・工業用水法に基づく地下水規制の二次指定を行う。 (東海道線～東横線間)	
S39. 8 (1964)	・地盤高調査を実施する。 (東横線以东の沖積平野)	
S40. 3 (1965)	・川崎市地質図集(Ⅰ)を発行する。 ・地盤高調査を実施する。 (東横線以西の沖積平野)	
S42. 8 (1967)	・川崎市における地下水塩水化についての調査報告書を発行する。	
S45. 8 (1970)	・地盤高調査を実施する。 (東横線以东地区)	
S46.10.15 (1971)	・公害局が発足する。 規制第2課に水質係と地盤沈下係を設置する。	7. 1 ・環境庁が発足する。
S47. 3.28 (1972)	・「川崎市公害防止条例」を公布する。 (全市域に地下水規制, 施行 S47. 9.27)	
		12.19 ・公害対策基本法に基づく、「神奈川県公害防止計画」が策定される。

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
S47 (1972) 4. 1	・川崎市地質図集(Ⅱ)を発行する。 ・川崎市が政令指定都市となる。	
S49.12 (1974)	・地震予知連絡会が多摩川下流域地盤隆起現象について、特別記者会見を行う。	
S50. 3 (1975) 10	・川崎市地下水総合調査報告書を発行する。 (S47～48 調査) ・通産省地質調査所が、富士見公園内に川崎地区水位水質観測井(深さ 1016m)を設置し観測を始める。 同時に、国立防災科学技術センターが平間に、微小地震の観測井を設置し観測を始める。	
S51. 4 (1976) 5 11	・京浜地帯地盤沈下調査を廃止し、神奈川県地盤沈下調査と改める。 ・地震予知連絡会が、多摩川下流域の異常隆起に関する調査結果を発表する。 ・小向、新城、坂戸、稲田の各観測井を設置する。	
S53 (1978)		3.31 ・神奈川県公害防止条例が公布される。(施行 S53. 9.30)
S56. 3 (1981)	・川崎市環境地質図調査報告書を発行する。 (S.53～54 年度調査)	
S57 (1982)	・環境地質図説明会を開催する。	

年 月 日	川 崎 市 に 関 する 事 項	参 考 事 項
S58. 3 (1983) 5	・川崎市地質図集(Ⅲ)を発行する。 ・観音川観測井を改築する。	
S61. 4. 1 (1986)	・公害局、環境保全局、企画調整局環境管理部の2局1部が合併して新たに環境保全局として発足する。	
S63. 1 (1988)	・六郷観測井を改築する。	
H 2. 2 (1990)	・田島観測井を改築する。	
H 3. 1 (1991)	・渡田観測井を改築する。	
H 4. 1 (1992)	・千鳥町観測井を改築する。 ・坂戸地下水位観測井をテレビ調査する。	
H 5. 3 (1993) 7. 1 8	・坂戸地下水位観測井を改築する。 ・「川崎市土壌汚染対策指導要綱」を制定する。 ・新城地下水位観測井をテレビ調査する。	
H 9.4.1 (1997) 11	・環境保全局と生活環境局が合併して、新たに環境局として発足する。 ・小向地下水位観測井を改築する。	
H10.10 (1998)	・稲田地下水位観測井を改築する。	

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H11. 8 (1999)	・六郷、千鳥町、観音川、渡田、田島、坂戸観測井の データロガーを更新する。	
9	・新城地下水位観測井を改築する。	
12.24	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」 を公布する。(施行 H12.12.20)	
H12.12. 1 (2000)	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 施行規則」を公布する。(施行 H12.12.20)	
H15. 5.28 (2003)	・平成 15 年度関東地区地盤沈下調査測量協議会春 季会議を開催する。(川崎市幹事)	
11.20	・平成 15 年度関東地区地盤沈下調査測量協議会秋 季会議(神奈川県三浦市)を開催する。 (川崎市幹事)	
H16. 4 (2004)	・工業用水法が神奈川県から川崎市に事務移管され る。	
H17. 5 (2005)	・平成 17 年度関東地区地盤沈下調査測量協議会で 川崎市における GPS 水準試験測量成果(3 年間) の発表を行う。	
H17.12 (2006)	・地下水の揚水に係る許可制の導入について環境審 議会から答申を受ける。	
H19. 3.30 (2007)	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」 及び同条例施行規則(地下水揚水関係、許可制導 入)の一部改正(施行 H19.10.1)	

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H22.3.31 (2010)	・麻生地下水位観測井を新設する。	日本水準原点の数値改正(国土地理院) 2.16 ・「工業用水法施行規則の一部を改正する省令」の公布(工業用水の採取許可に係る事務・権限が都道府県知事から指定都市の長へ移譲 H27. 4. 1 施行)
H23.3.31 (2011)	・宮前地下水位観測井を新設する。	
H23.10.21		
H27.2 (2015)		